

3 養育費

弁護士 藤原 道子

第1 養育費に関する改正の概要

家族法改正の趣旨は、子の利益の確保にあり、子の健全な成長を支える経済的側面から、養育費の履行確保は必要不可欠なものとされています。しかし、離婚時における養育費支払の合意及び養育費支払率の低さから¹、今回の改正において、養育費の履行確保のための法改正も行われました。

具体的には、養育費支払義務の明確化、養育費債権への先取特権の付与、法定養育費の創設、執行手続のワンストップ化及び情報開示命令です。

第2 養育費支払義務の明確化～親の責務等(改正民法817条の12、1項)

1 改正の趣旨

親は、未成熟の子²に対する扶養義務があり、これは、自己と同水準の生活を保持する義務(生活保持義務)とされています。この義務は、婚姻中も離婚後も、親が親権者であるか否か、また、子が嫡出であるか否かによって変わるものではありません。

そこで、今回の改正では、新しく、親の責務等として、子の人格尊重並びに子の年齢及び発達の程度に配慮した養育に加えて、子を自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない旨の規定が設けられました(改正民法817条の12、1項)。すなわち、養育費の支払義務が民法上明文化されました。

2 実務における変更、影響

上記の改正の考え方は、これまでの家族法の実務で共通認識とはなっていたものです。しかし、今回の改正で親の養育費支払義務が明文化されたことにより、同義務の社会的認知も増し、養育費の履行確保が期待されます。

第3 養育費債権への先取特権の付与(改正民法306条3号、308条の2)

1 改正の趣旨、内容

親の間で、当事者間の子の養育費について合意をしても、他方親が養育費を支払わない場合には、一

方親は、他方親に対して、民事執行手続により、同人の給料等を差し押さえるなどして、養育費を確保する必要があります。しかし、その手続は、現行法上、①養育費の合意文書を公正証書で作成し、又は、家庭裁判所の調停、審判及び判決で養育費を定めて、債務名義(強制執行を行うために必要な公的文書)を作成する、②その債務名義に基づき、一方親が他方親の財産に対して強制執行を行うという2つの手続きが必要です。このように法的手続が重いことにより、従前、養育費の履行確保が容易にはできないことが問題となっていました。

そこで、今回の改正では、養育費の取決めの実効性(養育費の履行確保)を向上させるために、「子の監護の費用」として相当な額について先取特権を付与して、債務名義がなくとも民事執行の申立てをすることができ、かつ、他の債権者よりも優先して、子の監護の費用を得ることができます。

2 先取特権とは何か

ある者に対する債権者による差押えが競合した場合に、他の債権者に先立って、自己の債権の弁済を受ける権利を有する者を先取特権者といい、その権利を先取特権といいます(民法303条)。このうち、一般の先取特権として、現行民法306条は、①共益の費用、②雇用関係、③葬式の費用及び④日用品の供給を規定していますが、今回の改正により、上記①、②の後に、新しく、「子の監護の費用」が規定されました(改正民法306条3号、従前の③及び④(3号4号)は、4号及び5号に繰り下げ)。なお、一般的な先取特権が競合する場合の優先権の順位は上記の①～⑤の順番になります(民法329条1項)。

3 子の監護の費用の範囲、先取特権の存在を証する文書(当事者の合意)について

(1) 一般先取特権第3順位の「子の監護の費用」について、改正民法308条の2は、①夫婦間の協力及び扶助の義務、②婚姻費用分担義務、③子の監護に関する義務及び④扶養義務、に係る各確定期限の定めのある定期金債権の各期の定期金のうちの相当な金額と規定しています。当事者の合意があっても、この相当な金額の範囲でしか先取特権は付与されません。そして、この相当な金額に関しては、法務省令で定めることとなっています。法務省令案では、子1人当たり月額8万円とされています。

(2) 先取特権に基づく民事執行申立てに際しては、「一般先取特権の存在を証する文書」が必要です

(民事執行法181条1項4号及び193条1項等参照)。この文書は、公正証書や判決、審判、調停調書等の公的文書であることは必要ありませんが、少なくとも親の間での養育費の支払いに関する合意(具体的な養育費の金額等)が確認できる内容であることが求められます³⁾。

なお、前記改正法の規定が適用されるのは、養育費等に係る定期金債権のうち、本改正法施行日以後に生じた定期金債権になります。例えば、施行日前に離婚し、その際、養育費の合意(前記「一般先取特権の存在を証する文書」に該当する形式での合意)をしたもの、養育費の支払いが長期間なされていない場合において、本改正規定が適用されるのは、施行日以降に支払い期日が来る養育費に限定されます。

4 実務における変更、影響

この新制度は、後記第5の執行手続のワンストップ化と相まって、債権者(申し立てる親)に負担のない円滑な執行が実現できるのであれば、養育費の履行確保に相当資するものと考えられます。

第4 法定養育費の創設(改正民法766条の3)

1 改正の趣旨、内容

養育費の支払いを受けるためには、親の間で協議をするか、合意ができない場合には、家庭裁判所に養育費に関する調停、審判の申立てをする必要があります。しかし、DV等で子どもを連れて出ている一方親が、他方親と協議したり、家庭裁判所に調停等の申立てをすることは容易ではありません。

そこで、今回の改正では、当事者間での養育費の取決めを補完するため、新たに、法定養育費制度が創設されました(改正民法766条の3)。

法定養育費を請求できるのは、子の監護費用を決めずに協議離婚をして、離婚時から引き続き子の監護を主として行う父又は母であり、法定養育費の始期は離婚の日、終期は養育費の合意若しくは審判確定又は子が成年に達したときのいずれか早い日です。法定養育費の額は、子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情を勘案して子の数に応じて法務省令で定めることとなっています(法務省令案で月額2万円)。債務者(請求を受けた親)の支払能力等を考慮した制度となっており、また、法定養育費債権についても前記第3で述べた一般先取特権が付与されます(改正民法308条の2第3号)。

なお、法定養育費の請求ができるのは、離婚日が

改正法の施行日(現時点未定)以後である必要があります。

2 実務への影響

今まで養育費の請求を控えていた父又は母が、この制度により法定養育費の請求をすることにより、養育費の履行確保が期待できることとなります。ただし、法定養育費が子の最低限度の生活の維持を前提に定められることから、子の養育のために相当な金額であるかという問題が生じる可能性はあります。

第5 執行手続のワンストップ化～扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続等の申立ての特例(改正民事執行法167条の17)

1 改正の趣旨、内容

債権者が債務者に対して債権の執行をするには、債務者の財産を探し出して、それを差し押さえることとなります。債務者の財産が不明な場合は、現行民事執行法では、①財産開示手続(同法196条以下)、②第三者からの情報取得手続(同法204条以下)を経て、③差押命令の申立てを、それぞれ個別に行う必要があります、比較的少額の養育費等の債権を持つ者には、これらの手続きを行うには相当の負担があると考えられていました。

そこで、今回の改正では、養育費債権等について、差押命令の申立ての負担を軽減するため、債務名義を有する債権者が、財産開示手続の申立て(同法197条1項)、債務者の給与債権にかかる情報取得の申立て(同法206条1項)を行ったときは、これにより判明した財産(給与債権に限る)について、債権者が反対の意思表示をしない限り、差押命令の申立てをしたものとみなすこととしました(改正民事執行法167条の17第1項)。

また、この規定は、先取特権が付与された子の監護の費用(改正民法306条3号、前記第3参照)にかかる債権を有する債権者が、財産開示手続の申立て(民事執行法197条2項)、債務者の給与債権にかかる情報取得の申立て((改正民事執行法206条2項)をした場合にも準用されます(同法193条2項)。

2 実務への影響

この改正により、養育費債権等に基づく民事執行手続(債務者の給与債権の差押手続)を1回の申立てで行うことができるうこととなり、養育費の履行確保が期待されます。

第6 情報開示命令(改正人訴法34条の3、改正家事法152条の2、258条3項)

1 改正の趣旨、内容

家庭裁判所に養育費請求の調停又は審判を申立てた場合(離婚調停、離婚訴訟の中で養育費を請求する場合も同様)、原則として、当事者双方の収入に基づき調停の合意、審判等がなされます。しかし、相手方(養育費支払義務者)が、収入資料を提出しない場合や提出しても不正確な場合があり、そのため、手続が遅滞するなどして迅速な養育費の合意や判断ができない場合があります。

そこで、今回の改正では、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、当事者に対し、その収入及び資産に関する情報を開示することを命ずることができるとの規定が新設されました(改正人訴法34条の3、改正家事法152条の2、258条3項)。そして、情報開示を命じられた当事者が、正当な理由なく情報を開示せず、又は、虚偽の情報を開示したときは、家庭裁判所は、10万円以下の過料に処することができるようになりました。この情報開示命令の規定は、養育費請求のみならず、夫婦間の協力扶助請求、婚姻費用の分担請求及び財産分与請求の場合にも適用されます。

2 実務への影響

養育費請求等の調停を申立てた場合、相手方の収入が不明なときは、家庭裁判所は、相手方に収入資料(源泉徴収票、給与明細、所得税申告書等)の提出を求めます。相手方の多くは任意に資料を提出しますが、提出しない場合や不十分なものしか提出しない場合があります。このような場合に、家庭裁判所が、本改正条項に基づく相手方への情報開示命令を発することで、案件の迅速な解決が期待されます。

- 1 厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯調査」によれば、養育費の決めをしているのが、母子世帯(1,079,213世帯)で46.7%、父子世帯(105,134世帯)で28.3%となっており、養育費の支払いを受けたことがないのが、母子世帯で56.9%、父子世帯で85.9%となっています。
- 2 未成熟の子とは、未成年(成年年齢は18歳)とは異なり、一般的に経済的に自立できていない子のことを指し、養育費の合意に際しては、実務では、「子が20歳になる日の属する月まで」又は大学卒業を想定して「子が22歳に達した後に到来する3月まで」という終期で合意することが多いです。
- 3 法務省民事局参事官北村治樹、同省民事局付松波卓也「父母の離婚後の子の養育に関する『民法等の一部を改正する法律』の解説(2・完)」家庭の法と裁判53号(2024年)110頁